

計 量 証 明 書

整理番号 KW-20 1619-2

報告書作成年月日
2020年10月21日



計量証明事業所
北海道知事登録第610号



新 十 津 川 町 長 熊 田 義 信 殿

株 式 会 社 環 境
〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番地
TEL (011) 837-8780 (代)

環 境 計 量 士 川 村 尚
計 量 士 登 録 番 号 第 2 1 4 5 号



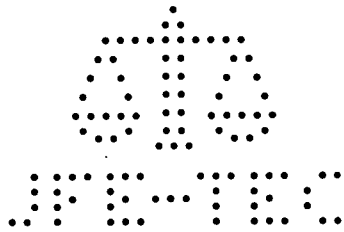
2020年10月8日付採取の試料について下記の通り証明します。

業 務 名	令和2年度 新十津川町 一般廃棄物最終処分場水質調査業務
試 料 名	放 流 水

採 取 地 点		最 終 放 流 所									
採 取 日 時		2020年10月8日		11:15		天 候 曇 り		気 温 14.8 °C		水 温 15.8 °C	
外 観		濁り無し		臭 気 の 有 無		無し					
採 水 者		皆 川 竜 介		(所 属)		株 式 会 社 環 境 リ サ ー テ					
No.	分 析 項 目	単 位	基 準 値	分 析 結 果		分 析 方 法		定 量 下 限 値			
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005未満		昭和49年環境庁告示第59号付表3		0.0005			
2	水銀及び7種水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満		昭和49年環境庁告示第59号付表2		0.0005			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	0.003未満		JIS K 0102 55.3		0.003			
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.001未満		JIS K 0102 54.3		0.001			
5	有機リン化合物	mg/L	1以下	0.1未満		昭和49年環境庁告示第64号付表1		0.1			
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	0.04未満		JIS K 0102 65.2.1		0.04			
7	砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.001未満		JIS K 0102.61.2		0.001			
8	シアン化合物	mg/L	1以下	0.1未満		JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3		0.1			
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	0.0005未満		昭和49年環境庁告示第59号付表4		0.0005			
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001			
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001			
12	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002			
13	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002			
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	0.0004未満		JIS K 0125 5.1		0.0004			
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002			
16	1,1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	0.004未満		JIS K 0125 5.1		0.004			
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	0.01未満		JIS K 0125 5.1		0.01			
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	0.0006未満		JIS K 0125 5.1		0.0006			
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002			
20	チウラム	mg/L	0.06以下	0.0006未満		昭和49年環境庁告示第59号付表5		0.0006			
21	シマジン	mg/L	0.03以下	0.0003未満		昭和49年環境庁告示第59号付表6 第1		0.0003			
22	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	0.002未満		昭和49年環境庁告示第59号付表6 第1		0.002			
23	ベンゼン	mg/L	0.1以下	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001			
24	セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.001未満		JIS K 0102 67.2		0.001			
25	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	0.005未満		昭和49年環境庁告示第59号付表8 第2		0.005			
26	ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	0.3		JIS K 0102 47.3		0.1			
27	ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	0.08未満		JIS K 0102 34.1		0.08			
28	アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	14.7		JIS K 0102 43.1.1, 43.2.3 及び 42.2		0.5			
29	フルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	5以下	1未満		昭和49年環境庁告示第64号付表4 JIS K 0102付属書1(参考)補足II		1			
30	フルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	30以下	1未満		昭和49年環境庁告示第64号付表4 JIS K 0102付属書1(参考)補足II		1			
31	フェノール類含有量	mg/L	5以下	0.1未満		JIS K 0102 28.1		0.1			
32	銅含有量	mg/L	3以下	0.01未満		JIS K 0102 52.4		0.01			
33	亜鉛含有量	mg/L	2以下	0.01未満		JIS K 0102 53.3		0.01			
34	溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	0.05未満		JIS K 0102 57.4		0.05			
35	溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	0.01未満		JIS K 0102 56.4		0.01			
36	クロム含有量	mg/L	2以下	0.05未満		JIS K 0102 65.1.4		0.05			
37	窒素含有量	mg/L	120(60)以下	17.6		JIS K 0102 45.2		0.1			
38	磷含有量	mg/L	16(8)以下	2.24		JIS K 0102 46.3.1		0.06			
39	カルシウム	mg/L	-	116		JIS K 0102 50.2		0.2			
	以下余白										

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準



計量証明書

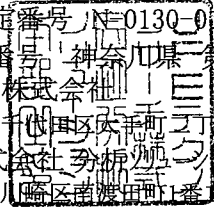
No. 20DMS00185-001 1/2

発行日 2020年7月13日

新十津川町長 熊田義信 様

(北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1)

特定計量証明認定番号 N=0130-01
特定濃度の登録番号 神奈川県 第2号
JFEテクノロジー株式会社
〒100-0004 東京都千代田区大塚1丁目7番1号
JFEテクノロジー株式会社 分析センター 山本部
〒210-0855 川崎市川崎区南渡田町1番1号
TEL 044(322)6612
計量管理者 星野 健二



貴ご依頼による計量結果を下記の通り証明いたします。
ただし、本件は持ち込まれた試料について計量証明を行ったものです。

件名 令和2年度 新十津川町 一般廃棄物最終処分場水質調査業務
試料採取場所 一般廃棄物最終処分場 (北海道樺戸郡新十津川町)
試料の種類 排水
計量を実施した期間 試料搬入日: 2020年6月15日 ,分析終了日: 2020年7月9日
試料採取者 株式会社環境リサーチ (皆川 竜介)
分析者 弊社 (平野 聖吉)

計量結果および計量方法

計量の対象	単位	計量の結果	
		放流水	
ダイオキシン類濃度	実測濃度	pg/L	77
	毒性当量	pg-TEQ/L	0.0026
	-	-	-

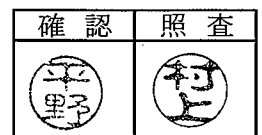
(計量の方法)
・JIS K 0312(2008) 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法

(備考)
・「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」
(平成11年12月27日総理府令第67号)
・高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析法
・ダイオキシン類はポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルを表す。
・毒性への換算係数はダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条別表第三掲げる係数を適用した。
・毒性当量の算出は定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性当量を算出した。
・試料名及び採取日は、ご依頼者からの情報提供による。

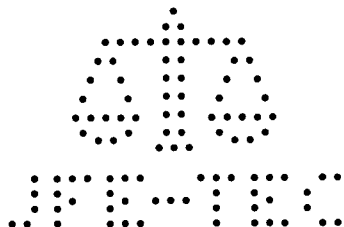
・本件は株式会社環境リサーチからの受入試料について分析を行ったものです。

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあつては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

計量証明に係らない事項
毒性当量は計量法107条における計量証明対象外の項目であります



(様式 08X18-01)(1707)



分析結果

No. 20DMS00185-001 2/2

北海道樺戸郡新十津川町
採取日: 2020年6月10日

	試料名	放流水				
	試料量	3.4 L				
	試料の種類: 排水水	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等 価係数	毒性当量(TEQ) N.D.=0
	単位	pg/L	pg/L	pg/L	TEF	pg-TEQ/L
ポリ塩化ジオキシンゾール	2,3,7,8-TeCDD	N.D.	0.8	0.2	×1	0
	1,2,3,7,8-PeCDD	N.D.	0.9	0.3	×1	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	N.D.	1.2	0.4	×0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	N.D.	1.2	0.4	×0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	N.D.	1.2	0.4	×0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	N.D.	1.5	0.5	×0.01	0
	OCDD	1.6	1.6	0.5	×0.0003	0.00048
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	(0.6)	0.9	0.3	×0.1	0
	1,2,3,7,8-PeCDF	N.D.	1.0	0.3	×0.03	0
	2,3,4,7,8-PeCDF	N.D.	1.0	0.3	×0.3	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	N.D.	1.1	0.3	×0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	N.D.	1.2	0.4	×0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	N.D.	1.3	0.4	×0.1	0
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	N.D.	1.1	0.3	×0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	N.D.	1.6	0.5	×0.01	0
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	N.D.	1.5	0.4	×0.01	0
OCDF	N.D.	1.9	0.6	×0.0003	0	
ダイオキシン同族体	TeCDDs	1.1	0.8	0.2	—	—
	PeCDDs	1.0	0.9	0.3	—	—
	HxCDDs	N.D.	1.2	0.4	—	—
	HpCDDs	N.D.	1.5	0.5	—	—
	OCDD	1.6	1.6	0.5	—	—
	Total PCDDs	3.7	—	—	—	0.00048
ジベンゾフラン同族体	TeCDFs	2.8	0.9	0.3	—	—
	PeCDFs	(0.7)	1.0	0.3	—	—
	HxCDFs	N.D.	1.2	0.4	—	—
	HpCDFs	N.D.	1.6	0.5	—	—
	OCDF	N.D.	1.9	0.6	—	—
	Total PCDFs	3.5	—	—	—	0
Total (PCDDs+PCDFs)		7.2	—	—	—	0.00048
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB (# 81)	N.D.	0.9	0.3	×0.0003	0
	3,3',4,4'-TeCB (# 77)	1.1	1.1	0.3	×0.0001	0.00011
	3,3',4,4',5'-PeCB (#126)	(0.6)	1.1	0.3	×0.1	0
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	N.D.	1.3	0.4	×0.03	0
	Non-ortho PCBs	1.7	—	—	—	0.00011
	2',3,4,4',5'-PeCB (#123)	(0.6)	1.2	0.4	×0.00003	0
	2,3',4,4',5'-PeCB (#118)	42	1.3	0.4	×0.00003	0.00126
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	16	1.3	0.4	×0.00003	0.00048
	2,3,4,4',5'-PeCB (#114)	1.1	1.1	0.3	×0.00003	0.000033
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	2.2	1.3	0.4	×0.00003	0.000066
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#156)	5.1	1.2	0.4	×0.00003	0.000153
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	1.3	1.2	0.4	×0.00003	0.000039
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	N.D.	1.2	0.4	×0.00003	0
	Mono-ortho PCBs	68	—	—	—	0.002031
Total Coplanar PCBs	70	—	—	—	0.0021	
Total ダイオキシン類 + コプラナーPCB		77	—	—	—	0.0026

[注1] 実測濃度が検出下限未満の場合は“N.D.”と表示

実測濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合は()付の表示で示す。

[注2] 毒性当量: 定量下限値未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性当量を算出した。

(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条)

[注3] 毒性への換算係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第3の値を適用した。

(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条)